

2008年10月14日
郵便事業株式会社**関税法令改正による国際郵便物の通関手続の変更について**

郵便事業株式会社（東京都千代田区霞が関、代表取締役会長CEO 北村 憲雄）は、関税法令改正による国際郵便物の通関手続の変更に伴い、通関手続の代理・代行を行うことができるよう通関業の実施に向けて準備を進めるとともに、国際郵便物の通関手続の変更について、平成20年10月16日（木）からチラシを配布する等によるお客様への周知を開始することとします。

1 通関手続の変更の概要

国際郵便物の通関手続が、関税法令の改正により変更され、平成21年2月16日（月）からは、原則として、価格が20万円を超える郵便物を外国に送る際には差出人様が税関に輸出申告を、又は外国から受け取る際には受取人様が税関に輸入申告を行い、許可を受けることが必要になりました。

（注：現在の国際郵便物の通関手続は、税関に輸出入申告を行う必要はなく、税関職員が必要な検査を行い、関税等が課せられる郵便物にあつては税関が税額を決定し、郵便物の配達の際に支払うこととなっています（平成21年2月16日（月）以降も、20万円以下の郵便物は引き続き現在と同じ扱いとなります。）。

2 郵便事業株式会社による通関業の実施

郵便事業株式会社では、現在、この通関手続の変更に対応して、国際郵便物の利便性を維持するため、差出人様又は受取人様から委任を受けて20万円を超える郵便物の輸出入申告の通関手続を代理・代行することができるよう通関業を実施する準備（通関手続を代理・代行するための業務体制の整備及び通関業の許可申請に向けた諸作業）を進めているところです。

（注：価格が20万円を超える郵便物の通関手続は、差出人様又は受取人様が自ら行なうことのほか、任意の通関業者に委任して行なうことができます。）

3 お客さまへのお知らせ

郵便事業株式会社は、国際郵便をご利用されるお客様に、国際郵便物の通関手続の変更についてご理解を賜りますよう、平成20年10月16日（木）から、国際郵便物の通関手続の変更についてのお客様へのお知らせを開始することとします。

別添「通関手続の案内用チラシ」を国際郵便物の引受窓口及び集荷先で配布し、また、外国来郵便物で関税等が課されたものに添付して配達してお知らせします。詳しい情報・お問い合わせについては郵便ホームページにも掲載します。

【備考】今回の関税法令の改正による国際郵便物の通関手続の見直しの詳細については、税関ホームページをご参照ください。

税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/tsukan/yubin/yubin210216.htm>
『価格が20万円を超える国際郵便物の通関手続の見直しについて』

以 上